

新アリーナ建設の賛否を問う住民投票条例の制定について

新アリーナ建設の賛否を問う住民投票条例を次のように制定する。

岡山市長 大森雅夫

新アリーナ建設の賛否を問う住民投票条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、「岡山市多目的屋内施設（アリーナ）整備事業」（以下「新アリーナ建設」という。）について、市民の賛否を明らかにし、その意思を反映させることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、新アリーナ建設に対する賛否について住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

(住民投票事務の執行)

第3条 住民投票に関する事務は、市長が執行する。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を岡山市選挙管理委員会に委任することができる。

(住民投票の実施等)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、2027年4月30日の任期満了によって執行される岡山市議会議員選挙の期日（以下「直近の選挙期日」という。）と同日とする。

2 市長は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定により直近の選挙期日が告示される日と同日に、投票日を告示するものとする。

(投票資格者等)

第5条 住民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条第2項の規定による告示の日の前日において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項の規定により、岡山市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者（同法その他の法令により選挙権を有しない者を除く。）とする。

2 市長は、投票資格者名簿を作成しなければならない。

(投票の方法)

第6条 住民投票は、1人1票に限り、秘密投票とする。

2 投票資格者は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本との対照を経て、投票しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、投票日に自ら投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票をすることができる。

4 投票資格者は、新アリーナ建設に賛成するときは投票用紙の賛成欄に○の記号を、これに反対するときは反対欄に○の記号を自ら記載して、投票用紙を自ら投票箱に入れなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、投票資格者は、規則で定めるところにより点字投票をすることができる。点字投票を行う場合においては、投票資格者は、新アリーナ建設に賛成するときは賛成と、これに反対するときは反対と投票用紙に自ら記載するものとし、投票用紙を自ら投票箱に入れなければならない。

6 前2項の規定にかかわらず、心身の故障その他の理由により、投票用紙に○の記号を自ら記載すること又は投票用紙を自ら投票箱に入れることができない投票資格者は、規則で定めるところにより代理投票をすることができる。

7 投票用紙には、投票資格者の氏名を記載してはならない。

(投票の秘密保持)

第7条 投票資格者は、その投票した内容を陳述する義務はない。

(投票の効力)

第8条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に違反しない限りにおいて、投票した投票資格者の意思が明確であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第9条 次の各号のいずれかに該当する投票（第6条第5項の規定による点字投票によるものを除く。）は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号を賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも記載したもの
- (3) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (4) ○の記号をいずれの記載欄に対して記載したかを確認し難いもの

2 第6条第5項の規定による点字投票については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成及び反対のいずれも記載したもの
- (3) 賛成及び反対の記載以外の事項を記載したもの
- (4) 賛成及び反対のいずれを記載したかを確認し難いもの

(投票及び開票)

第10条 投票所、投票時間、投票立会人、代理投票、点字投票、不在者投票、期日前投票その他住民投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）に定める市長選挙の例により、規則で定める。

(投票結果の告示)

第11条 市長は、住民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに市議会議長に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第12条 市長及び市議会は、新アリーナ建設について、投票のいずれか過半数の意思を尊重しなければならない。

(情報の提供)

第13条 市長は、市民が賛否を判断するために必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。

2 前項の広報活動及び情報提供は、客観的中立的に行うものとする。

(投票運動)

第14条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により市民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。